

指定基準自己点検シート（特定福祉用具販売）

記入年月日	年	月	日
法人名			
施設・事業所名			
連絡先	(TEL)		
記入責任者	(職名)	(氏名)	
人権擁護・虐待防止の担当者	(職名)	(氏名)	
感染対策担当者	(職名)	(氏名)	

<記載にあたっての留意事項>

- (1)複数の職員で検討のうえ点検してください。
- (2)記入される時点での状況について、各項目の点検事項に記載されている内容について満たされていれば「はい」に、そうでなければ「いいえ」に□をしてください。
なお、該当するものがなければ非該当に□をしてください。
- (3)点検事項ごとに根拠法令を記載していますので、参考にしてください。

<根拠法令>

根拠法令の表記については、以下のとおり略しています。

- | | |
|------|--|
| 「法」 | → 介護保険法 |
| 「令」 | → 介護保険法施行令 |
| 「規則」 | → 介護保険法施行規則 |
| 「条例」 | → 大分市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例 |

点検項目	点検事項	根拠法令	点検結果		
			は い	い い え	非 該 当
I 人員基準					
1 従業者の員数	【福祉用具専門相談員】常勤換算方法で、2以上配置していますか。	条例第268条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
2 管理者	①管理者は常勤職員を配置していますか。 ②管理者が他の職種等を兼務している場合、兼務形態は適切ですか。	条例第269条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
II 設備基準					
1 設備及び備品等	事業の運営を行うために必要な広さの区画を有するほか、サービスの提供に必要なその他の設備及び備品等を備えていますか。	条例第270条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
III 運営基準					
1 内容及び手続きの説明及び同意	サービス提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、事業所の概要、重要事項を記した文書を交付して説明を行い、利用申込者の同意を得ていますか。 ※重要事項は、運営規程の概要、勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制等、利用申込者のサービス選択に資すると認められる事項。	条例第277条準用第9条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
2 提供拒否の禁止	正当な理由なくサービスの提供を拒んだことはありませんか。	条例第277条準用第10条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
3 サービス提供困難時の対応	自ら適切なサービス提供が困難な場合、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他事業者等の紹介など必要な措置を速やかに取っていますか。	条例第277条準用第11条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
4 受給資格等の確認	(1) 被保険者証によって被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめていますか。	条例第277条準用第12条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(2) 被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは配慮してサービスを提供するよう努めていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
5 要介護認定の申請に係る援助	(1) 利用申込者が要介護認定を受けていない場合、既に要介護認定の申請をしているか確認し、申請が行われていない場合は、利用申込者の意思を踏まえて速やかに申請が行われるよう必要な援助を行っていますか。	条例第277条準用第13条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(2) 要介護認定の更新申請が、遅くとも要介護認定の有効期間が終了する30日前までになされるよう必要な援助を行っていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
6 心身の状況等の把握	サービス担当者会議等を通じて利用者の心身の状況、その置かれている環境、その他保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めていますか。	条例第277条準用第14条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
7 居宅介護支援事業者等との連携	サービスを提供する場合又は提供の終了に際し、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めていますか。	条例第277条準用第15条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
8 居宅サービス計画に沿ったサービスの提供	居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿ったサービスを提供していますか。	条例第277条準用第17条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
9 居宅サービス計画の変更の援助	利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、必要な援助を行っていますか。	条例第277条準用第18条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
10 身分を証する書類の携行	従業者に身分証を携行させ、利用者の求めに応じて提示するよう指導していますか。	条例第277条準用第19条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

点検項目	点検事項	根拠法令	点検結果		
			は い	い い え	非 該 当
11サービス提供の記録	サービスを提供した際は、提供した具体的なサービス内容等を記録するとともに、利用者からの申し出があった場合には、文書等により情報を提供していますか。	条例第271条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
12販売費用の額等の受領	(1) サービスを提供した際には、購入に要した費用の額の支払を受けていますか。 (2) 下記の費用に当たっては、予め利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、同意を得ていますか。 ①通常の事業の実施地域以外の地域においてサービスを行う場合の交通費 ②特定福祉用具の搬入に特別な措置が必要な場合の当該措置に要する費用 (3) (領収証) サービスの提供に要した費用について支払を受ける際、利用者に対し領収証を交付していますか。 (4) 上記(3)の領収証に保険給付の対象額とその他の費用を区分して記載し、その他の費用については個別の費用ごとに区分して記載していますか。	条例第272条 法第41条第8項 規則第65条	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
13保険給付の申請に必要となる書類等の交付	販売費用の額の支払いを受けた場合は、以下の事項を記載した書面を利用者に交付していますか。 □当該事業所の名称 □販売した特定福祉用具の種目及び品目の名称及び販売費用の額その他必要と認められる事項を記載した証明書 □領収証 □当該特定福祉用具のパンフレットその他の当該特定福祉用具の概要	条例第273条	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
14指定特定福祉用具販売の基本取扱方針	(1) 利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止並びに利用者を介護する者の負担の軽減に資するよう、その目標を設定し、計画的に行っていますか。 (2) 常に、清潔かつ安全で正常な機能を有する特定福祉用具を販売していますか。 (3) 自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図っていますか。	条例第277条 準用第255条	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
15指定特定福祉用具販売の具体的取扱方針	(1) サービス提供に当たっては、特定福祉用具販売計画に基づき、特定福祉用具が適切に選定され、かつ、使用されるよう、専門的知識に基づき相談に応じるとともに、目録等の文書を示して特定福祉用具の機能、使用方法、販売費用の額等に関する情報を提供し、個別の特定福祉用具の販売に係る同意を得ていますか。 (2) 販売する特定福祉用具の機能、安全性、衛生状態等に關し、点検を行っていますか。 (3) 利用者の身体の状況等に応じて特定福祉用具の調整を行うとともに、当該特定福祉用具の使用方法、使用上の留意事項等を記載した文書を利用者に交付し、十分な説明を行った上で、必要に応じて利用者に実際に当該福祉用具を使用させながら使用方法の指導を行っていますか。 (4) 居宅サービス計画に指定特定福祉用具販売が位置づけられる場合には、当該計画に指定特定福祉用具販売が必要な理由が記載されるように必要な措置を講じていますか。	条例第274条	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
16特定福祉用具販売計画の作成	(1) 福祉用具専門相談員は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、指定特定福祉用具販売の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した計画を作成していますか。 指定福祉用具貸与の利用があるときは、福祉用具貸与計画と一体のものとして作成していますか。	条例第275条	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>

点検項目	点検事項	根拠法令	点検結果		
			は い	い い え	非 該 当
	(2) 計画は居宅サービス計画に沿って作成されていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(3) 計画の内容について利用者又はその家族に説明を行い、利用者から同意を得ていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(4) 計画を利用者に交付していますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
17利用者に関する市への通知	利用者が以下の事項に該当する場合には遅滞なく市への通知を行っていますか。 ①サービス利用に関する指示に従わぬことにより要介護状態の程度を増進させたと認められる場合 ②偽りその他不正な行為により保険給付を受けた又は受けようとした場合	条例 第277条 準用第27条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
18管理者の責務	(1) 管理者は、事業所の従業者の管理及びサービス利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行ってはいますか。	条例 第277条 準用第57条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(2) 管理者は、事業所の従業者に規定を遵守させるため必要な指揮命令を行っていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
19運営規程	以下の事項を運営規程に定めていますか。 □事業の目的及び運営の方針 □従業者の職種、員数及び職務内容 □営業日及び営業時間 □指定特定福祉用具販売の提供方法、取り扱う種目及び販売費用の額その他の費用の額 □通常の事業の実施地域 □苦情処理に関する事項 □虐待防止に関する事項 □その他運営に関する重要事項	条例 第277条 準用第258条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
20勤務体制の確保等	(1) 利用者に対し、適切なサービスを提供できるよう事業所ごとに勤務の体制を定めていますか。	条例 第277条 準用第109条 第1項、第2項 及び第4項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(2) 当該事業所の従業者によってサービスを提供していますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(3) 職場において行われる性的な言動、優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
20-2業務継続計画の策定等	(1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画を策定し、当該計画に従い必要な措置を講じていますか。	条例 第277条 準用第32条の2	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施していますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
21適切な研修の機会の確保並びに福祉用具専門相談員の知識及び技能の向上等	(1) 福祉用具専門相談員に対し、その資質の向上のため、人権の擁護、虐待の防止、認知症介護、介護予防、福祉用具等に関する研修の機会を確保していますか。	条例 第277条 準用第259条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(2) 福祉用具専門相談員は、常に自己研鑽に励み、指定特定福祉用具販売の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
22福祉用具の取扱種目	利用者の身体の状態の多様性、変化等に対応することができるよう、できる限り多くの種類の福祉用具を取り扱うようにしていますか。	条例 第277条 準用第260条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
23衛生管理等	(1) 従業者の清潔保持及び健康状態について必要な管理を行っていますか。	条例 第277条 準用第33条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(2) 設備及び備品等について、衛生的な管理に努めていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

点検項目	点検事項	根拠法令	点検結果		
			は い	い い え	非 該 当
	(3) 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように下記の措置を講じていますか。 ①感染症予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができる)をおおむね6月に1回以上開催し、その結果について、従業者に周知徹底していますか。 ②感染症予防及びまん延の防止のための指針を整備していますか。 ③従業者に対し、感染症予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施していますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
24掲示及び目録の備え付け	(1) 事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要な事項を掲示していますか。 または書面を備え付け、かつ、自由に閲覧させていますか。 (2) 事業所に取り扱う特定福祉用具の品名及び品名ごとの販売費用の額その他の必要事項が記載された目録等を備え付けていますか。	条例 第277条 準用第262条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
25秘密保持等	(1) 従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者若しくは利用者であった者またはその家族の秘密を漏らしてはいませんか。 (2) 従業者であった者が、正当な理由なく、業務上知り得た利用者若しくは利用者であった者またはその家族の秘密を漏らすことのないよう必要な措置を講じていますか。 (3) サービス担当者会議等において利用者若しくはその家族の個人情報を用いる場合の同意をあらかじめ文書により得ていますか。	条例 第277条 準用第35条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
26広告	虚偽または誇大な広告をしていませんか。	条例 第277条 準用第36条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
27居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止	居宅介護支援事業者又はその従業者に対して、利用者に特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していませんか。	条例 第277条 準用第37条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
28苦情処理	(1) 利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口等を設置していますか。 (2) 苦情の内容等を記録していますか。 (3) 苦情に関して市又は国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合においては、指導助言に従つて必要な改善を行っていますか。 (4) 市又は国民健康保険団体連合会から求めがあった場合は、改善の内容を報告していますか。	条例 第277条 準用第38条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
24地域との連携等	(1) 提供したサービスに関する利用者からの苦情に関して市等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するよう努めていますか。 (2) 事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者にサービスを提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対してもサービスの提供を行うよう努めていますか。	条例 第277条 準用第39条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
30事故発生時の対応	(1) 事故が発生した場合は、市、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じていますか。 (2) 事故の状況や処置について記録していますか。 (3) 賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行っていますか。	条例 第277条 準用第40条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

点検項目	点検事項	根拠法令	点検結果		
			は い	い い え	非 該 当
30-2虐待の防止	事業所において虐待の発生又はその再発を防止するため、下記の措置を講じていますか。	条例 第277条 準用第40条 の2	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができる)を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底していますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(2) 虐待防止のための指針を整備していますか。 指針には以下の事項を定めていますか。 □事業所(施設)における虐待防止に関する基本的考え方 □虐待防止検討委員会その他事業所(施設)内の組織に関する事項 □虐待の防止のための職員研修に関する基本方針 □虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針 □虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項 □成年後見制度の利用支援に関する事項 □虐待等に係る苦情解決方法に関する事項 □利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針 □その他虐待の防止の推進のために必要な事項		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(3) 虐待防止のための研修を定期的に実施していますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(4) (1)～(3)に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置いていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
31会計の区分	他の事業の会計と区分していますか。	条例 第277条 準用第41条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
32記録の整備	(1) 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備していますか。	条例 第276条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(2) サービス提供に関する以下の記録を整備し、その完結の日(当該サービスを提供した日)から5年間保存していますか。 ①特定福祉用具販売計画 ②提供した具体的なサービスの内容等の記録 ③市への通知に係る記録 ④苦情の内容等の記録 ⑤事故の状況及び処置についての記録		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
33暴力団員等の排除	大分市暴力団排除条例(平成23年大分市条例第19号)第2条第2号に規定する暴力団員及び同条例第6条第1号に規定する暴力団関係者の支配を受けていませんか。	条例 第277条 準用第43条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
IV 変更の届出等					
1 変更の届出	以下の事項に変更があったとき、10日以内に、その旨を市に届け出ていますか。 ①事業所の名称及び所在地 ②申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名 ③申請者の登記事項証明書又は条例等(当該指定に係る事業に関するものに限る) ④事業所の平面図及び設備の概要 ⑤事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所 ⑥運営規程	法 第75条 規則 第131条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>